

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 7 年 8 月 25 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台泉インターシティ
仙台市泉区大沢 2-12-4, 2-12-5, 2-12-6, 2-42

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 五光建設 代表取締役 中原 聡美
東京都あきる野市山田842番地1

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
【変更前】

設置者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社五光建設	代表取締役 中原誠一郎	東京都あきる野市山田842番地1

【変更後】

設置者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社五光建設	代表取締役 中原聡美	東京都あきる野市山田842番地1

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社トップカルチャー	代表取締役社長 清水秀雄	新潟市西区小針 4 丁目 9 番 1 号

【変更後】

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
未定		

(4) 変更の年月日

- ①の変更…令和元年 6 月 21 日
②の変更…令和 6 年 1 月 31 日

(5) 変更する理由

- ①の変更…設置者の代表者が変更となったため
②の変更…小売業者が退店したため

2 届出年月日 令和 7 年 8 月 20 日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1
仙台市経済局産業政策部商業・人材支援課

4 縦覧期間

令和7年8月25日から令和7年12月25日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。